

事業用自動車事故調査報告書 概要

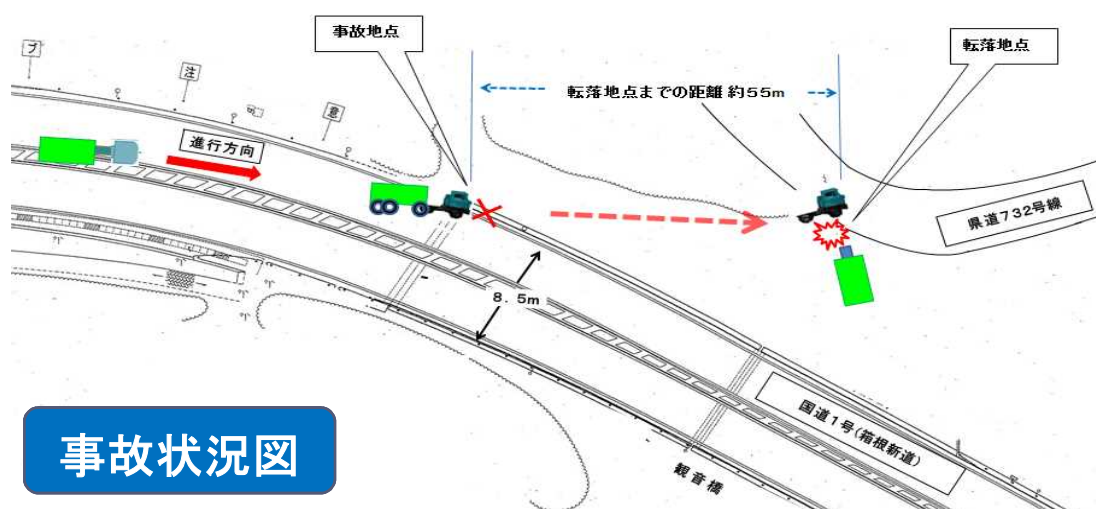
～トラクタ・コンテナセミトレーラの転落事故～

(神奈川県足柄下郡箱根町)

事故概要

平成27年6月29日2時57分頃、神奈川県足柄下郡箱根町の国道1号（箱根新道）において、トラクタ・コンテナセミトレーラが国際海上コンテナを積載して走行中、長い下り坂の先の右カーブを曲がり切れずに左側のガードレールを突き破り、約40m下の県道に転落した。

この事故により、トラクタ・コンテナセミトレーラの運転者が死亡した。転落の際、トラクタとコンテナセミトレーラが分離して、トラクタから火災が発生した。



事故地点



転落地点

事故状況図

原因

- ・ 運転者が下り坂でエンブレキや補助ブレーキを活用せずにフットブレーキによる制動を多用したことで**フェード現象が発生**し十分な制動が得られなかった可能性が考えられ、制限速度の50km/hを上回る80km/hを超える速度でカーブを通過したところで、曲がり切れずにガードレールを突き破り転落したものと考えられる。
- ・ 事業者は、運転者に対し**始業点呼を実施せず**、運行の安全を確保するための**必要な指示を行わず**、また、連続する下り坂における**運転方法についての指導教育を行って**いなかった。これらのことが事故につながった可能性が考えられる。

再発防止策

- ★ 運転者が連続する下り坂道路等を運転する場合は、運行管理者が点呼の際に**道路の特徴や注意を要する情報**について指示することが重要であり、特に、通常の運行形態と異なる長距離運転等を行わせる場合には、**休憩場所等について確実に指示**を行うことが必要である。このため、事業者は、**運行管理業務を交替制**で行わせることや補助者を選任することにより、**点呼を確実に実施**することが必要である。
- ★ 事業者は、下り坂が連続する道路でフェード現象が発生しないよう、運転者に対して、フットブレーキの多用を避け、エンブレキや補助ブレーキを活用する**運転操作**を行うことについての**実践的な指導教育**を行うことが重要である。